

瑞穂町立地適正化計画 届出の手引き

目次

- 1 立地適正化計画と届出制度について 1
- 2 都市機能の誘導に係る届出について【誘導施設】 2
- 3 居住の誘導に係る届出について【住宅】 5
- 4 都市機能誘導区域及び居住誘導区域の区域図 7
- 5 届出書の記入例 13

令和7年3月

瑞 穂 町

1 立地適正化計画と届出制度について

(1) 立地適正化計画とは

近年、我が国においては、人口減少や都市機能の低下、公共施設の維持更新費用の増大などが懸念されており、財政面および経済面において持続可能な都市経営を可能とすることが大きな課題となっています。瑞穂町においては、地域特性をふまえた効率的かつ持続可能な都市経営を可能とするため、コンパクト・プラス・ネットワークの考え方により、集約型都市構造の形成を推進し、防災指針も含めて瑞穂町立地適正化計画を策定しました。

この計画には、誘導施設（3ページ参照）を適正に配置しようとする都市機能誘導区域（8～9ページ 図参照）や、緩やかに居住を誘導していく居住誘導区域（10～12 ページ図参照）が定められています。

(2) 立地適正化計画に基づく届出とは

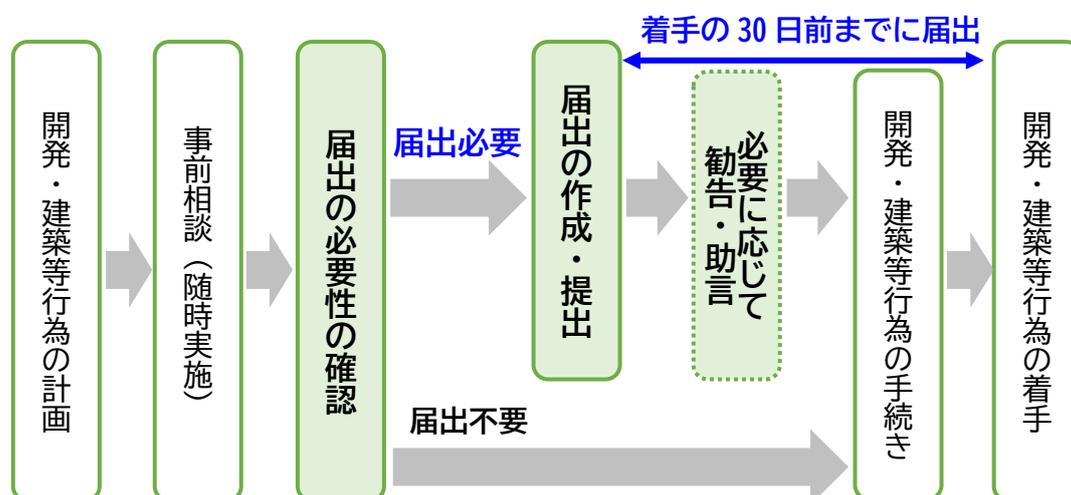
立地適正化計画の公表に伴い、下記の行為を行おうとする場合、都市再生特別措置法に基づき、**行為に着手する30日前までに町長への届出が必要**となります。また、届出の内容を変更する場合も、変更に係る行為に着手する30日前までに届出が必要となります。

- | | |
|------------------------------|---------|
| ①都市機能誘導区域外での誘導施設の開発行為や建築等行為 | (2ページへ) |
| ②都市機能誘導区域内での誘導施設の休止または廃止 | (2ページへ) |
| ③居住誘導区域外での一定規模の住宅の開発行為や建築等行為 | (5ページへ) |

- ・上記の行為が住宅や誘導施設の誘導を図る上で支障がある場合、必要に応じて勧告を行うことがあります。
- ・立地適正化計画に基づく届出は、「都市機能誘導区域内外における誘導施設の立地動向」、「居住誘導区域外における住宅開発の動向」を把握するとともに、各種支援措置などの情報提供を通じて誘導区域内への立地促進を行う機会として運用するものです。

(3) 届出の流れ

届出対象の開発行為や建築等行為を行おうとする場合は、行為に着手する日の30日前までに、届出に必要な書類を作成し、都市計画課へ提出してください。



2 都市機能の誘導に係る届出について【誘導施設】

(1) 届出の対象となる行為

都市機能誘導区域内外で以下の行為を行おうとする場合は、届出が必要です。

①都市機能誘導区域外で以下の行為をする場合

開発行為	・誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合
建築等行為	・誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ・建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合 ・建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合

【届出の対象となる行為のイメージ】

※敷地が都市機能誘導区域内と区域外の両方にまたがる場合、**届出は不要**です。

②都市機能誘導区域内で「誘導施設」を休止または廃止する場合

【届出の対象となる行為のイメージ】

※敷地が都市機能誘導区域内と区域外の両方にまたがる場合、**届出は必要**です。

ただし、都市再生特別措置法（第108条第1項）の規定により、以下の行為を行う場合には、届出の必要はありません。

- ・誘導施設を有する建築物で仮設のもの（建築の用に供する目的で行う開発行為、建築等行為（新築、改築、用途の変更））
- ・非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- ・都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

(2) 届出の対象となる施設（誘導施設）

施設分類	施設	誘導施設の対象
		●：維持型 ■：誘導型
行政施設	町役場	対象（●）
介護・福祉・保健施設	保健センター	対象（●）
子育て支援施設	子ども家庭支援センター	対象（●）
文化施設	文化ホール	対象（●）
	図書館	対象（●）
商業施設	大規模小売店（店舗面積1,000㎡超）	対象（■ ●）
医療施設	病院（20床以上）	対象（●）

誘導施設対象の考え方について

維持型の施設（●）・・・都市機能誘導区域内での配置を維持する。

誘導型の施設（■）・・・新たな施設整備の際には都市機能誘導区域内へ誘導する。

対象外の施設　　・・・都市機能誘導区域に限定せず、地域全体に分散して立地を図ることが望ましい。

※上記の表に記載されていない施設は届出の対象外となります。

(3) 届出書類の作成

届出は、以下の区分により所定の届出様式に添付図書を添え、開発・建築等の行為に着手する30日前までに、提出窓口へ2部（正本、副本）提出してください。

◆提出窓口：瑞穂町 都市整備部 都市計画課
〒190-1292 東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎 2335 番地

①開発行為の場合・・・記入例 14 ページ	
届出書	【様式 18】 開発行為届出書
添付図書	①位置図（当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面：縮尺 1,000 分の 1 以上） ②設計図（土地利用計画図等：縮尺 100 分の 1 以上） ③その他参考となる事項を記載した図面（求積図等）

②建築等行為の場合・・・記入例 15 ページ	
届出書	【様式 19】 誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書
添付図書	①配置図（敷地内における建築物の位置を表示する図面：縮尺 100 分の 1 以上） ②立面図（建築物の 2 面以上の立面図：縮尺 50 分の 1 以上） ③平面図（各階平面図：縮尺 50 分の 1 以上） ④その他参考となる事項を記載した図面（位置図、求積図等）

③開発・建築等の届出内容を変更する場合・・・記入例 16 ページ	
届出書	【様式 20】 行為の変更届出書
添付図書	上記、開発行為及び建築等行為の場合と同様

④「誘導施設」を休止または廃止する場合・・・記入例 17 ページ	
届出書	【様式 21】 誘導施設の休廃止届出書
添付図書	原則不要

※各届出手続きを代理人に委託する場合は、委任状を添付してください。

(4) その他事項

- ◇届出をしないで、または虚偽の届出をして、開発行為・建築等行為を行った場合、都市再生特別措置法第 130 条の規定に基づき 30 万円以下の罰金に処せられることがあります。
- ◇届出義務に関する規定は、宅地建物取引業法第 35 条「重要事項の説明等」の対象になります。
- ◇都市機能誘導区域外での開発行為・建築等行為が、都市機能誘導区域内における誘導施設の立地誘導を図る上で支障があると認められるときは、都市再生特別措置法第 108 条第 3 項の規定に基づき、勧告などの必要な措置を行うことがあります。
- ◇新たな誘導施設の立地または立地の誘導を図るため、休止または廃止しようとする誘導施設の建築物を有効に活用する必要があると市が認めるときは、都市再生特別措置法第 108 条の 2 第 2 項の規定に基づき、当該建築物の存置その他の必要な助言または勧告をすることがあります。

3 居住の誘導に係る届出について【住宅】

(1) 届出の対象となる行為

居住誘導区域外で、住宅に関する以下の行為を行おうとする場合は、届出が必要です。

① 居住誘導区域外で以下の開発行為をする場合	
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為 ・ 1戸または2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの
【届出の対象となる行為のイメージ】	
開発行為の種類	届出の有無
例1) 3戸の開発行為 	必要
例2) 1,300㎡、1戸の開発行為 	必要
例3) 800㎡、2戸の開発行為 	不要

※「開発行為」とは、都市計画法第4条第12項に規定する「主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更」のことをいいます。

※「住宅」とは、戸建て住宅、共同住宅及び長屋住宅等です。

② 居住誘導区域外で以下の建築等行為をする場合	
建築等行為	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3戸以上の住宅を新築しようとする場合 ・ 建築物を改築し、または建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合
【届出の対象となる行為のイメージ】	
建築等行為の種類	届出の有無
例1) 3戸の建築行為 	必要
例2) 1戸の建築行為 	不要

※「改築」とは、建築物の全部若しくは一部を除却し、又はこれらの部分が災害等によって滅失した後、引き続き、これと用途、規模、構造の著しく異ならない建築物を建てることをいいます。

ただし、都市再生特別措置法（第88条第1項）の規定により、以下の行為を行う場合には、届出の必要はありません。

- ・ 住宅等で仮設のもの又は農林漁業を営む者の居住の用に供するものの建築の用に供する目的で行う開発行為及び新築
- ・ 建築物を改築し、又は用途を変更して仮設のもの又は農林漁業を営む者の居住の用に供する住宅等とする行為
- ・ 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- ・ 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

(2) 届出書類の作成

届出は、以下の区分により所定の届出様式に添付図書を添え、開発・建築等の行為に着手する30日前までに、提出窓口へ2部（正本、副本）提出してください。

◆提出窓口：瑞穂町 都市整備部 都市計画課
〒190-1292 東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎 2335 番地

①開発行為の場合・・・記入例 18 ページ	
届出書	【様式 10】 開発行為届出書
添付書類	①位置図（当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面：縮尺 1,000 分の 1 以上） ②設計図（土地利用計画図等：縮尺 100 分の 1 以上） ③その他参考となる事項を記載した図面（求積図等）
②建築等行為の場合・・・記入例 19 ページ	
届出書	【様式 11】 住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書
添付書類	①配置図（敷地内における住宅等の位置を表示する図面：縮尺 100 分の 1 以上） ②立面図（住宅等の 2 面以上の立面図：縮尺 50 分の 1 以上） ③平面図（各階平面図：縮尺 50 分の 1 以上） ④その他参考となる事項を記載した図面（位置図、求積図等）
③開発・建築等の届出内容を変更する場合・・・記入例 20 ページ	
届出書	【様式 12】 行為の変更届出書
添付書類	上記、開発行為及び建築等行為の場合と同様

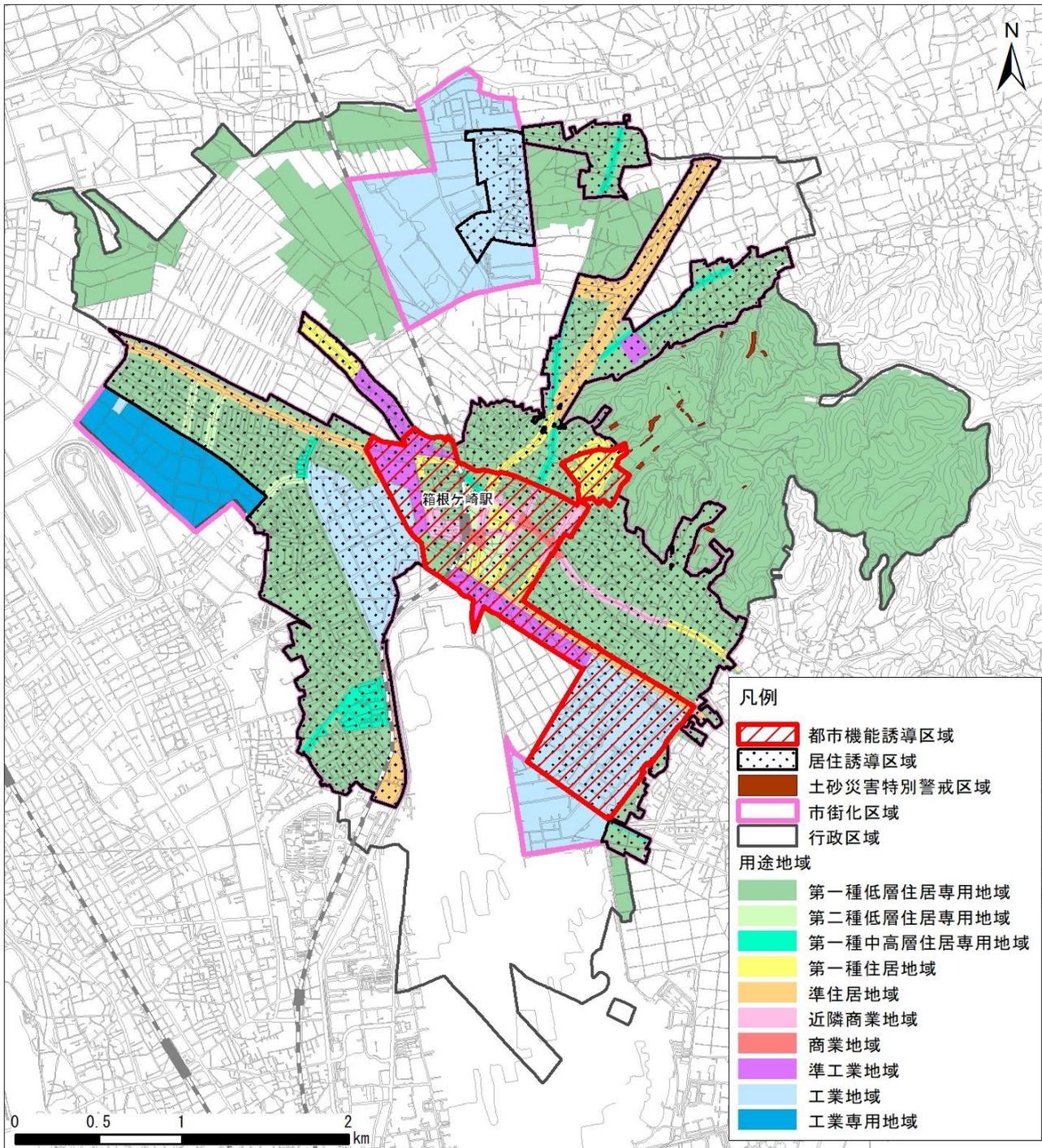
※各届出手続きを代理人に委託する場合は、委任状を添付してください。

(3) その他事項

- ◇届出をしないで、または虚偽の届出をして、開発行為・建築等行為を行った場合、都市再生特別措置法第 130 条の規定に基づき 30 万円以下の罰金に処せられることがあります。
- ◇届出義務に関する規定は、宅地建物取引業法第 35 条「重要事項の説明等」の対象になります。
- ◇居住誘導区域外での開発行為及び建築等行為が、居住誘導区域内の住宅の立地誘導を図る上で支障があると認められるときは、都市再生特別措置法第 88 条第 3 項の規定に基づき、勧告などの必要な措置を行うことがあります。

4 都市機能誘導区域及び居住誘導区域の区域図

◆都市機能誘導区域・居住誘導区域

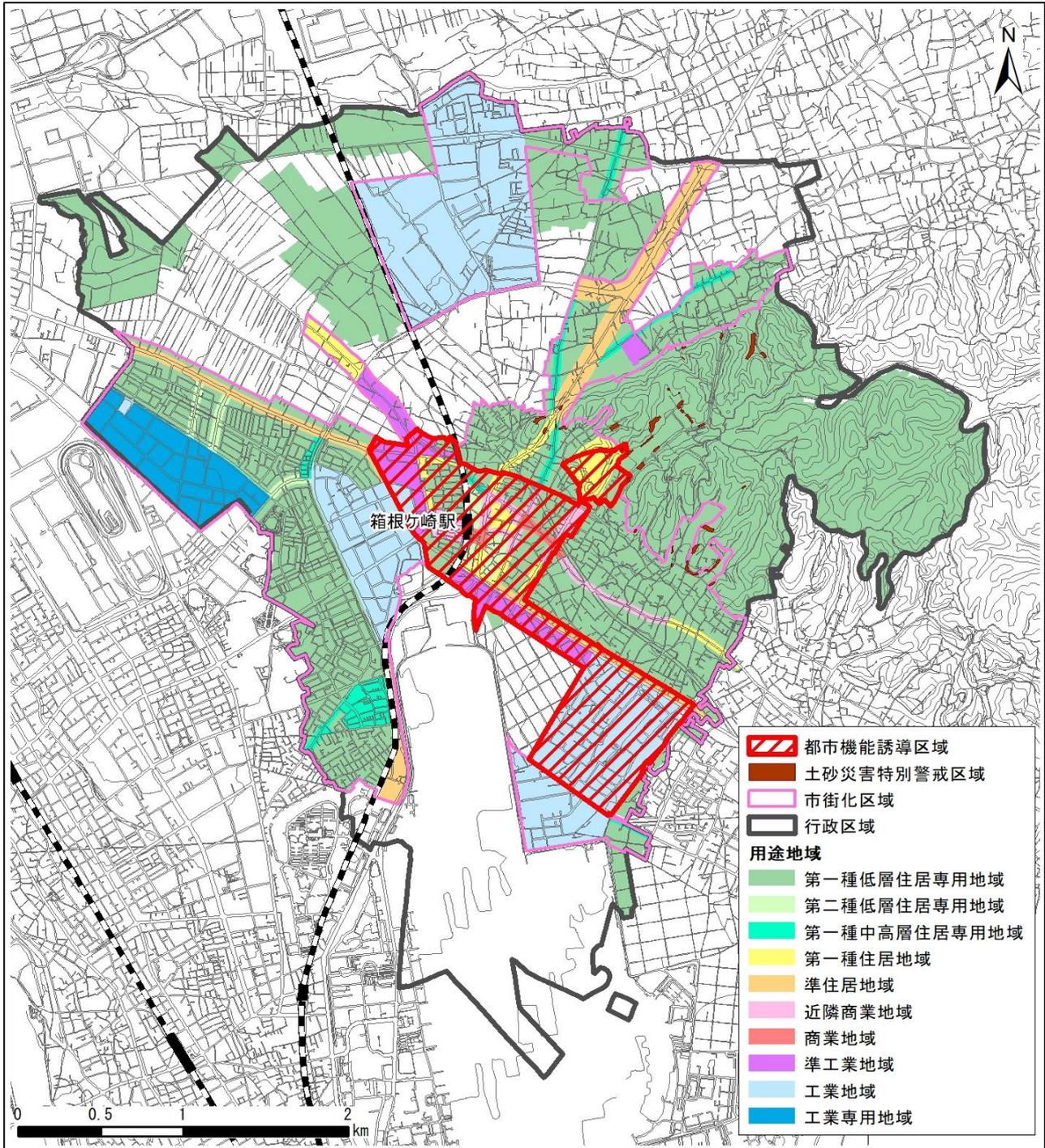


【面積】

市街化区域（公称値）	： 740.8 ha	
居住誘導区域	： 597.6 ha	（対市街化区域　： 80.7%）
都市機能誘導区域	： 147.6 ha	（対市街化区域　： 19.9%）

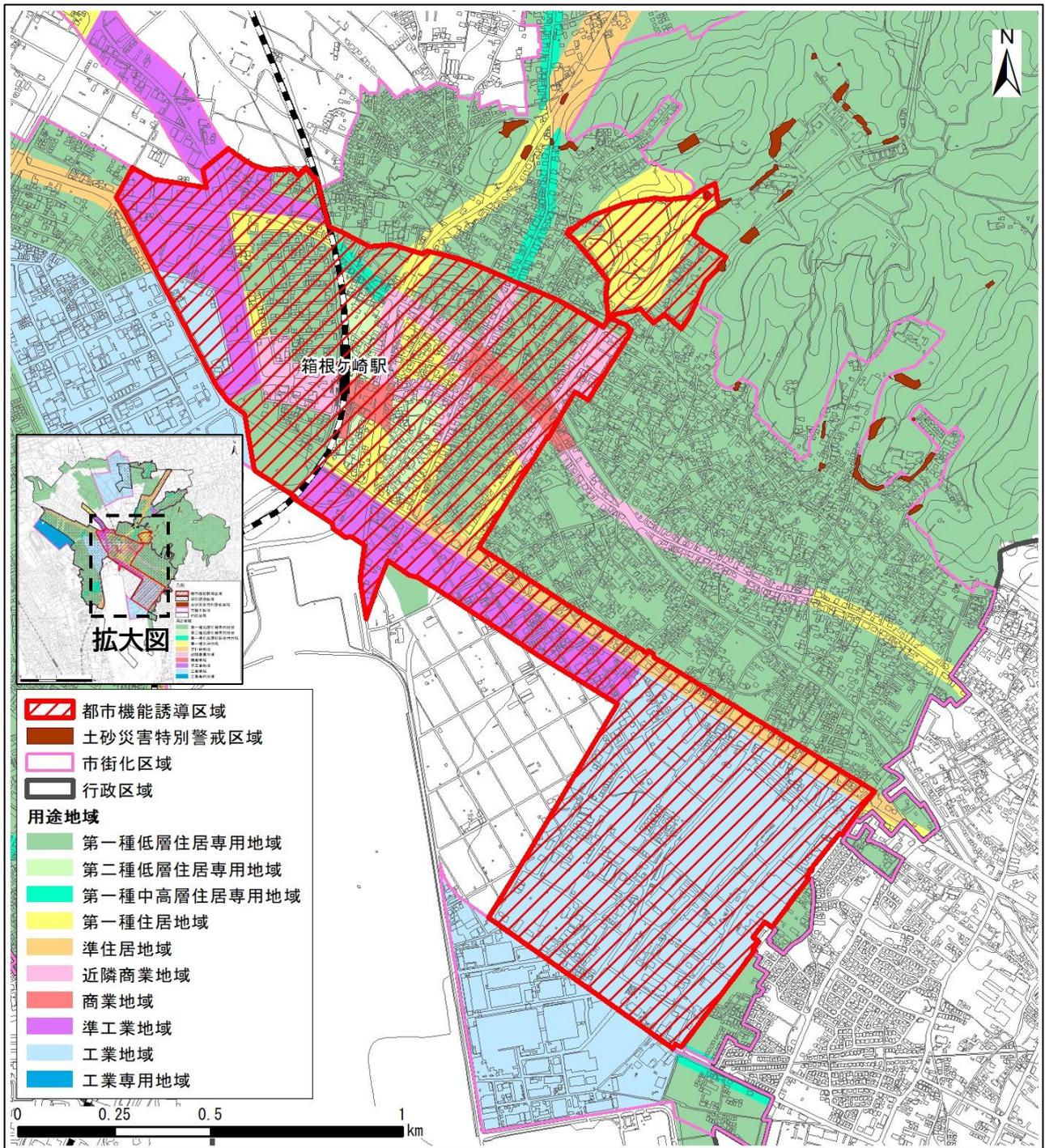
※土砂災害特別警戒区域は都市機能誘導区域に含みません。

◆都市機能誘導区域（全体図）



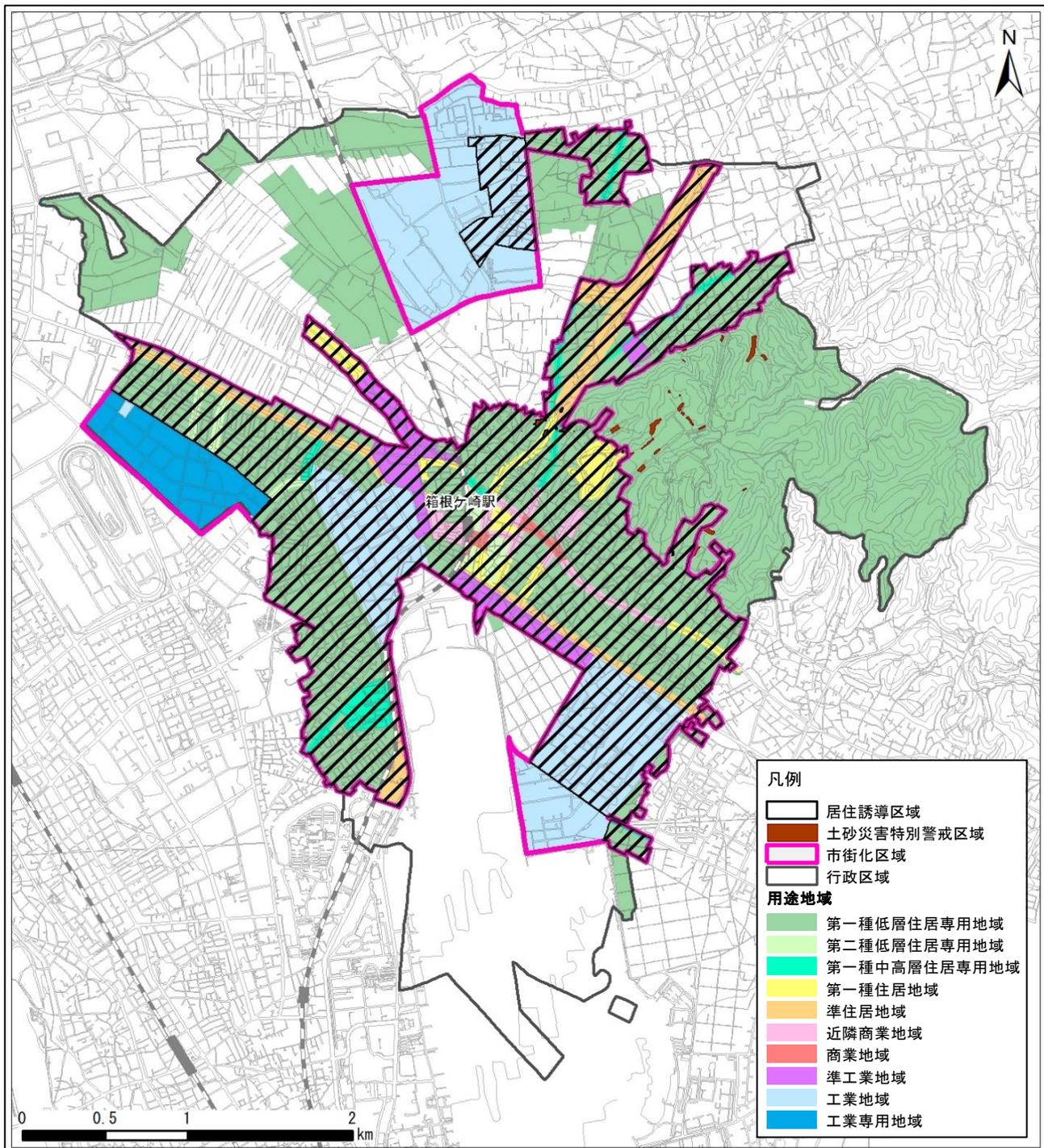
※土砂災害特別警戒区域は都市機能誘導区域に含みません。

◆都市機能誘導区域（拡大図）



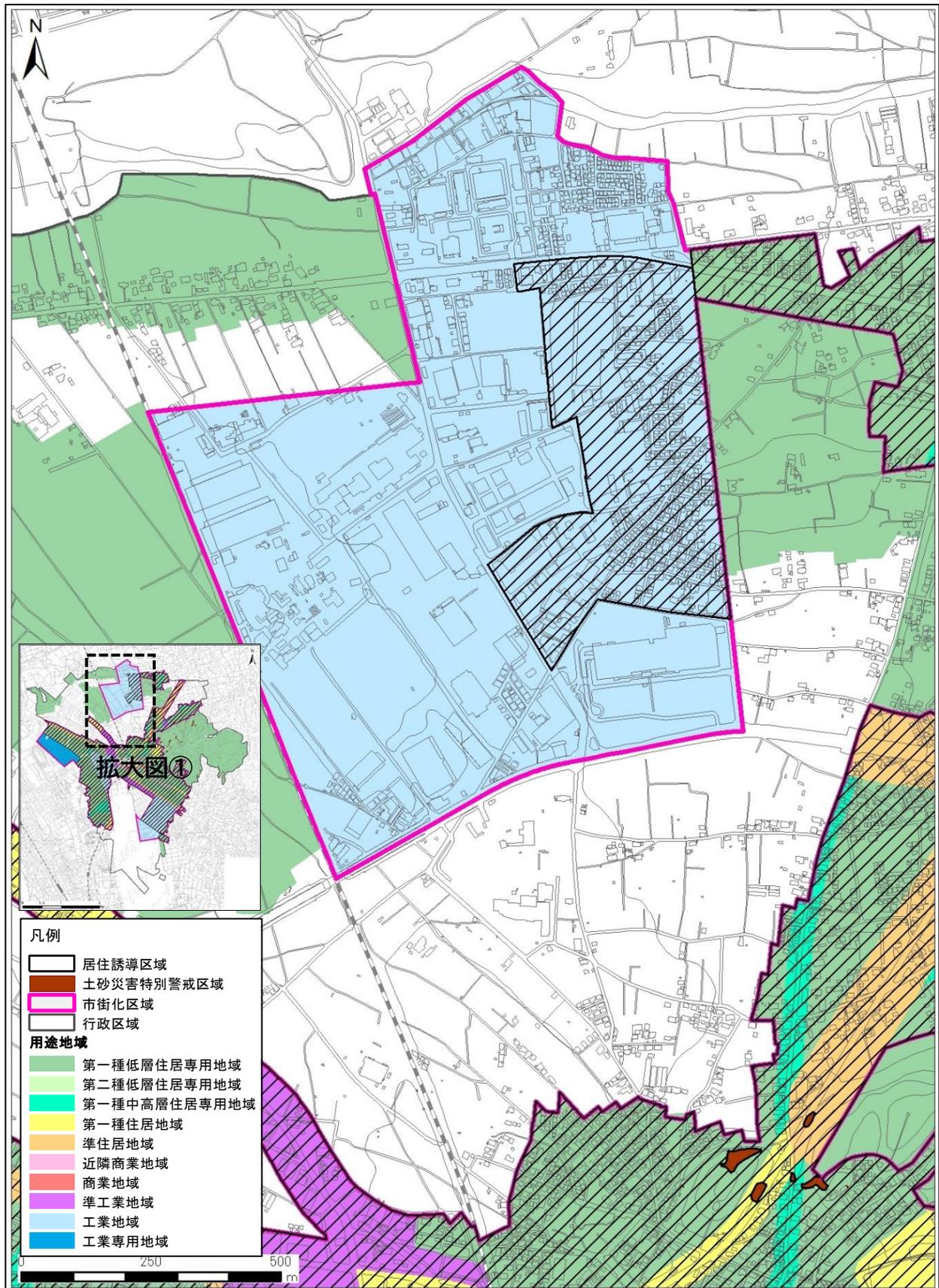
※土砂災害特別警戒区域は都市機能誘導区域に含みません。

◆居住誘導区域（全体図）



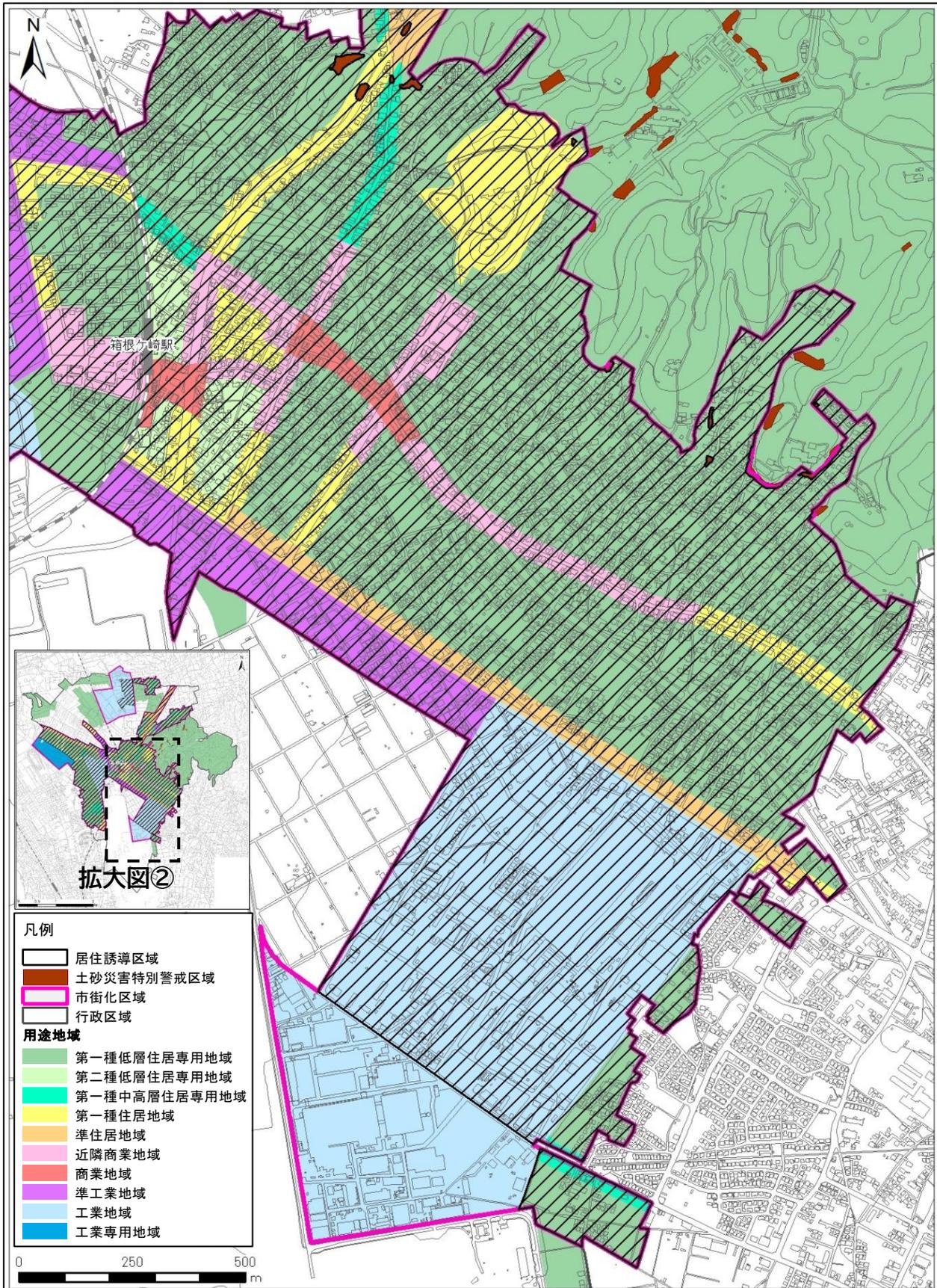
※土砂災害特別警戒区域は都市機能誘導区域に含みません。

◆居住誘導区域（拡大図①）



※土砂災害特別警戒区域は都市機能誘導区域に含みません。

◆居住誘導区域（拡大図②）



※土砂災害特別警戒区域は都市機能誘導区域に含みません。

5 届出書の記入例

(1) 都市機能誘導区域に係る届出対象となるもの【誘導施設】

記入例	様式	届出書の内容	該当ページ
記入例1	様式第18	開発行為届出書	14
記入例2	様式第19	誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書	15
記入例3	様式第20	行為の変更届出書	16
記入例4	様式第21	誘導施設の休廃止届出書	17

(2) 居住誘導区域に係る届出対象となるもの【住宅】

記入例	様式	届出書の内容	該当ページ
記入例5	様式第10	開発行為届出書	18
記入例6	様式第11	住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書	19
記入例7	様式第12	行為の変更届出書	20

様式第 18（都市再生特別措置法施行規則第 52 条第 1 項第 1 号関係）

開発行為届出書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

令和〇年〇月〇日
瑞穂町長 あて

届出日を記入
(行為着手の 30 日前まで)

届出者 住所 瑞穂町〇〇〇〇 〇番〇号
氏名 株式会社〇〇〇〇
代表取締役〇〇〇〇
連絡先 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	瑞穂町〇〇〇〇 〇番〇号
	2 開発区域の面積	〇,〇〇〇㎡
	3 建築物の用途	商業施設 (スーパーマーケット)
	4 工事の着手予定年月日	令和〇年〇月〇日
	5 工事の完了予定年月日	令和〇年〇月〇日
	6 その他必要な事項	建築物等名称：〇〇スーパー〇〇店 延べ床面積：〇〇㎡

3 ページ「届出の対象となる施設」の誘導施設を参考に記入

開発行為における工事着手届の工事着手年月日を記入

注) 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

■添付図書

- ・位置図 (当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面：縮尺1,000分の1以上)
- ・設計図 (土地利用計画図等：縮尺100分の1以上)
- ・その他参考となる事項を記載した図面 (求積図等)
- ・委任状 (代理人が申請する場合)

様式第19（都市再生特別措置法施行規則第52条第1項第2号関係）

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、

該当する行為に

誘導施設を有する建築物の新築
 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為
 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為

について、下記により届け出ます。

令和〇年〇月〇日
瑞穂町長 あて

届出日を記入
(行為着手の30日前まで)

届出者 住所 瑞穂町〇〇〇〇 〇番〇号
氏名 株式会社〇〇〇〇
代表取締役〇〇〇〇
連絡先 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

1 建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更しようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	所在・地番：瑞穂町〇〇〇〇 〇番〇号 地目：宅地 面積：〇〇㎡
2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途	商業施設（スーパーマーケット）
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	建築物等名称：〇〇スーパー〇〇店 建築物全体の延べ床面積：〇〇㎡ 誘導施設の延べ床面積：〇〇㎡ 着手予定年月日：令和〇年〇月〇日 完了予定年月日：令和〇年〇月〇日

3ページ「届出の対象となる施設」の誘導施設を参考に記入

注) 届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

■添付図書

- ・配置図（敷地内における建築物の位置を表示する図面：縮尺100分の1以上）
- ・立面図（建築物の2面以上の立面図：縮尺50分の1以上）
- ・平面図（各階平面図：縮尺50分の1以上）
- ・その他参考となる事項を記載した図面（位置図、求積図等）
- ・委任状（代理人が申請する場合）

様式第20（都市再生特別措置法施行規則第55条第1項関係）

行為の変更届出書

届出日を記入
(行為着手の30日前まで)

令和〇年〇月〇日

瑞穂町長あて

届出者 住所 瑞穂町〇〇〇〇 〇番〇号
氏名 株式会社〇〇〇〇
代表取締役〇〇〇〇
連絡先 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

都市再生特別措置法第108条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日

令和〇年〇月〇日

様式第18もしくは
第19の届出日を記入

2 変更の内容

変更する項目	変更前	変更後
開発区域面積の変更	〇,〇〇〇㎡	△,△△△㎡
着手予定年月日の変更	令和〇年〇月〇日	令和△年△月△日

3 変更部分に係る行為の着手予定日

令和〇年〇月〇日

4 変更部分に係る行為の完了予定日

令和〇年〇月〇日

- 注1) 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2) 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

■添付書類

〈開発行為の場合〉

- ・位置図（当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面：縮尺1,000分の1以上）
- ・設計図（土地利用計画図等：縮尺100分の1以上）
- ・その他参考となる事項を記載した図面（求積図等）
- ・委任状（代理人が申請する場合）

〈建築等行為の場合〉

- ・配置図（敷地内における建築物の位置を表示する図面：縮尺100分の1以上）
- ・立面図（建築物の2面以上の立面図：縮尺50分の1以上）
- ・平面図（各階平面図：縮尺50分の1以上）
- ・その他参考となる事項を記載した図面（位置図、求積図等）
- ・委任状（代理人が申請する場合）

様式第21（都市再生特別措置法施行規則第55条の2関係）

誘導施設の休廃止届出書

届出日を記入
(休廃止の30日前まで)

令和〇年〇月〇日

瑞穂町長あて

届出者 住所 瑞穂町〇〇〇〇 〇番〇号
氏名 株式会社〇〇〇〇
代表取締役〇〇〇〇
連絡先 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

都市再生特別措置法第108条の2第1項の規定に基づき、誘導施設の（休止・**廃止**）について、下記により届け出ます。

休止または廃止の
いずれかに〇

記

- 1 休止（廃止）しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地
名称：〇〇〇〇〇店
用途：大規模小売店
所在地：瑞穂町〇〇〇〇 〇番〇号
- 2 休止（廃止）しようとする年月日 令和〇年〇月〇日
- 3 休止しようとする場合にあっては、その期間
- 4 休止（廃止）に伴う措置
 - (1) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途
 - (2) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

例)・コンビニエンスストア
・事務所

例)・元号〇年〇月〇日に除却予定
・使用予定は未定。使用予定が決まるまでは、適切な管理のもと存置する。

- 注1) 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2) 4(2)欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入すること。

- 添付図書
・原則不要
・委任状（代理人が申請する場合）

様式第10（都市再生特別措置法施行規則第35条第1項第1号関係）

開発行為届出書

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

令和〇年〇月〇日
瑞穂町長あて

届出日を記入
(行為着手の30日前まで)

届出者 住所 瑞穂町〇〇〇〇 〇番〇号
氏名 株式会社〇〇〇〇
代表取締役〇〇〇〇
連絡先 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	瑞穂町〇〇〇〇 〇番〇号
	2 開発区域の面積	〇〇〇〇㎡
	3 住宅等の用途	共同住宅
	4 工事の着手予定年月日	令和〇年〇月〇日
	5 工事の完了予定年月日	令和〇年〇月〇日
	6 その他必要な事項	住宅用区画数：〇〇区画 住宅戸数：〇戸

該当する以下の用途を記載
例)・一戸建ての住宅
・兼用住宅
・長屋
・共同住宅

開発行為における工事着手届
の工事着手年月日を記入

住宅用区画数等
を記入

注) 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

■添付図書

- ・位置図（当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面：縮尺1,000分の1以上）
- ・設計図（土地利用計画図等：縮尺100分の1以上）
- ・その他参考となる事項を記載した図面（求積図等）
- ・委任状（代理人が申請する場合）

様式第11（都市再生特別措置法施行規則第35条第1項第2号関係）

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、

住宅等の新築
建築物を改築して住宅等とする行為
建築物の用途を変更して住宅等とする行為

該当する行為に

について、下記により届け出します。

令和○年○月○日
瑞穂町長あて

届出日を記入
 (行為着手の30日前まで)

届出者 住所 瑞穂町○○○○ ○番○号
氏名 株式会社○○○○
代表取締役○○○○
連絡先 ○○○○-○○-○○○○

1 住宅等を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	所在・地番：瑞穂町○○○○ ○番○号 地目：宅地 面積：○○㎡
2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途	共同住宅（○戸）
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	着手予定年月日：令和○年○月○日 完了予定年月日：令和○年○月○日

該当する以下の用途を記載例)・一戸建ての住宅
 ・兼用住宅
 ・長屋
 ・共同住宅

注) 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

■添付図書

- ・配置図（敷地内における住宅等の位置を表示する図面：縮尺100分の1以上）
- ・立面図（住宅等の2面以上の立面図：縮尺50分の1以上）
- ・平面図（各階平面図：縮尺50分の1以上）
- ・その他参考となる事項を記載した図面（位置図、求積図等）
- ・委任状（代理人が申請する場合）

様式第12（都市再生特別措置法施行規則第38条第1項関係）

行為の変更届出書

届出日を記入
(行為着手の30日前まで)

令和〇年〇月〇日

瑞穂町長あて

届出者 住所 瑞穂町〇〇〇〇 〇番〇号
氏名 株式会社〇〇〇〇
代表取締役〇〇〇〇
連絡先 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

都市再生特別措置法第88条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

様式第10もしくは
第11の届出日を記入

1 当初の届出年月日 令和〇年〇月〇日

2 変更の内容	変更する項目	変更前	変更後
	開発区域面積の変更	〇,〇〇〇㎡	△,△△△㎡
	住宅用区画数の変更	〇〇区画	△△区画
	着手予定年月日の変更	令和〇年〇月〇日	令和△年△月△日

3 変更部分に係る行為の着手予定日 令和〇年〇月〇日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 令和〇年〇月〇日

- 注1) 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2) 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

■添付書類

〈開発行為の場合〉

- ・位置図（当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面：縮尺1,000分の1以上）
- ・設計図（土地利用計画図等：縮尺100分の1以上）
- ・その他参考となる事項を記載した図面（求積図等）
- ・委任状（代理人が申請する場合）

〈建築等行為の場合〉

- ・配置図（敷地内における住宅等の位置を表示する図面：縮尺100分の1以上）
- ・立面図（住宅等の2面以上の立面図：縮尺50分の1以上）
- ・平面図（各階平面図：縮尺50分の1以上）
- ・その他参考となる事項を記載した図面（位置図、求積図等）
- ・委任状（代理人が申請する場合）

【お問い合わせ・届出先】

瑞穂町 都市整備部 都市計画課

電話：042-557-0501（代表）

E-mail：toshikei@town.mizuho.tokyo.jp